

議案第 6 1 号

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「介護休暇」を「高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（岩倉市職員の定年等に関する条例（昭和59年岩倉市条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、介護休暇」に、「一部につき」を「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。